

成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方に対し、いろいろな契約や手続きをする際に支援する仕組みです。

成年後見人等が行う支援の一例

サポート 1

本人の財産（お金や土地など）を管理します

サポート 2

本人に代わって契約を結んだり取り消したりします

サポート 3

本人の意向を尊重し、必要に応じて医療・介護・福祉等の手続きを支援します

成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

判断能力が常時
欠けている方



後見

法定後見制度

家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。

判断能力が著しく
不十分な方



保佐

任意後見制度

判断能力が不十分になってから事前に決めた後見人が支援します。

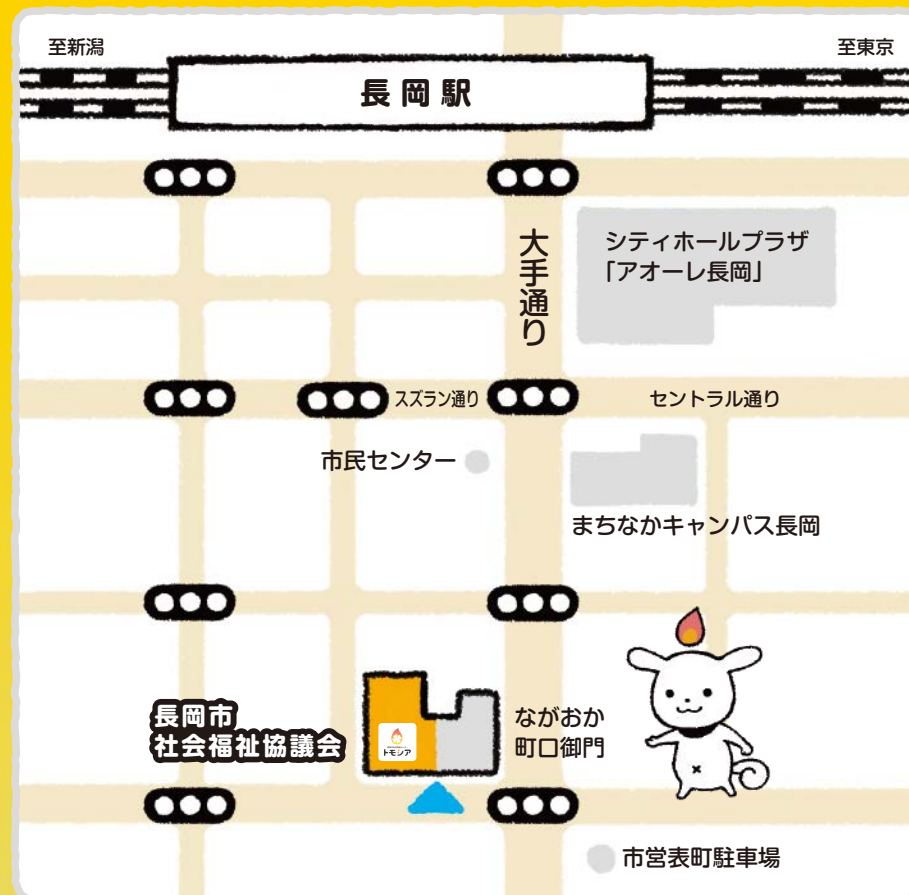
判断能力が
不十分な方



補助

公証役場で、判断能力が不十分になった時に備えて、誰にどのような援助をしてもらうか、あらかじめ決めておきます。

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分
※土・日、祝日、年末年始を除く



長岡市成年後見センター

(令和4年10月3日運営開始)
TEL：0258-86-4715

権利擁護支援課

TEL：0258-32-7833

FAX (共通)：0258-33-6004

〒940-0071

新潟県長岡市表町2丁目2番地21

長岡市社会福祉センター「トモシア」2F

HP：http://www.nagaoka-shakyo.or.jp/



お受けした相談に関しては秘密を厳守いたします。

令和4年9月作成

成年後見制度 利用案内

ともに
ささえる
安心な暮らし

権利擁護支援課
イメージキャラクター
トモニくん



ふれあいネットワーク
社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会

こんな時は気軽に
お問い合わせください

相談
無料



権利擁護に関する 支援を行います

生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らすことができるように、権利擁護に関する総合的な支援、制度の普及・啓発を行います。

成年後見制度に関する支援

TEL 0258-86-4715

成年後見制度の利用促進のため、包括的な支援及び体制づくりを行います。

〈主な内容〉

- **制度に関する相談・支援**
制度に関する相談に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行います。
- **申立て手続きの支援**
家庭裁判所に申立てをする手続きの流れや必要な書類の作成方法、費用等を説明します。
- **後見人等に対する支援**
後見人等が適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、幅広い視点から助言を行います。
- **制度の普及・啓発**
制度の理解を深めるための研修会や相談会等を開催します。
- **地域連携体制づくり**
福祉・法律・医療分野の専門職等との連携体制づくりを進めます。

法人後見の受任

TEL 0258-86-4715

家庭裁判所の審判に基づき、法人として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の活動を行います。

日常生活自立支援事業

TEL 0258-32-7833

判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの支援を行います。



相談と支援の流れ

相談の受け付け

来 所

電話相談

面 談

専門の職員がみなさまの悩みごとを丁寧に聞き取り、成年後見制度等の説明や利用に向けた支援を行います。

手続きの支援

家庭裁判所への成年後見申立ての支援を行います。

- 手続きの流れの案内
- 書類の作成方法、費用等の説明

関係機関との連携

相談内容に応じて、法律、医療・福祉・介護及び行政等の関係機関と連携を図り、支援を行います。

家庭裁判所へ申立て

審判手続き

審判

成年後見人等の選任

本人の意向を
尊重した支援を
行います



成年後見制度の利用へ

利用開始後も引き続き相談に対応します

TEL

長岡市成年後見センター

0258-86-4715

成年後見制度
ってなに？

福祉サービスに
申し込みたいけど
契約内容が理解できない

離れて暮らす親が
同じ物を何度も
買っているみたい…

物忘れがあって
お金の管理が不安

後見人をしていて
不安なことがあるけれど
誰に相談していいのか…

自分に万が一の
ことがあったら…
障害のある子どもの
将来が不安です

親族後見人って
どうしたらいいの？

銀行にいったら
「手続きには後見人が必要です」
と言われました

